

| | |
|------------------|---|
| Title | 〔最高裁判事例研究四四七〕再生債務者が支払停止前に再生債権者から購入した投資信託受益権につき、信託契約の解約により再生債務者が再生債権者に対して取得した解約金の支払債権を受働債権とする相殺が許されないとされた事例(最高裁平成二六年六月五日第一小法廷判決) |
| Sub Title | |
| Author | 北島, 典子(Kitajima, Noriko) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 2015 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.88, No.7 (2015. 7) ,p.99- 117 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 判例研究 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20150728-0099 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔最高裁民訴事例研究 四四七〕

平二六4 (民集六八卷五号四六二頁)

再生債務者が支払停止前に再生債権者から購入した投資信託受益権につき、信託契約の解約により再生債務者が再生債権者に対して取得した解約金の支払債権を受働債権とする相殺が許されないとされた事例

最高裁平成二六年六月五日第一小法廷判決

平成二四年(受)第九〇八号損害賠償等請求及び独立当事者参加事件、破棄自判

判時二二三三三号一〇九頁、金商一四四四号一六頁、金法二〇〇五号一四四頁

原審…名古屋高判平成二四年一月三一日金商一三八八号四二頁

第一審…名古屋地判平成二三年一〇月二九日金商一三八八号五八頁

〔事 実〕

X(原告、被控訴人、上告人)は、Y銀行(被告、控訴人、被上告人)との間で、投資信託受益権の管理等を委託する旨の契約(以下、「本件管理委託契約」という。)を締結した上で、平成二二年一月六日から平成一九年三月二八日までの間に、Y銀行から投資信託受益権(以下、「本件受益権」という。)を順次購入した。本件受益権にかかる投資信託は、委託者である投資信託委託会社と受託者である信託会社との間で締結された信託契約に基づき設定されたものであり、前記投資信託委託会社は、Y銀行との間で本件受益権の募集販売委託契約を締結し、Y銀行は、同契約に基づき本件受益権の販売等の業務を行っていた。

本件管理委託契約並びに本件受益権にかかる前記信託契約及び募集販売委託契約によれば、Xが本件受益権について解約を申し込む場合は、次の手順によることとされていた。Xが、Y銀行に対して本件受益権にかかる前記信託契約の解約の実行を請求(解約実行請求)したときは、(ア)Y銀行は、解

約実行請求があったことを投資信託委託会社に通知し、(イ)投資信託委託会社は一部解約を実行して本件投資信託が一部解約されて、信託会社が一部解約金をY銀行に交付し、(ウ)Y銀行は、これを本件取引規定に基づいてXの指定預金口座に入金してXに支払う、との法的な仕組みとなっていた。

Y銀行は、平成一九年一月以降、本件受益権を、社債、株式等の振替に関する法律二二一条の二第二項に規定する振替投資信託受益権として、口座管理機関であるY銀行が備える振替口座簿に開設したXの口座に記録する方法で管理していた。本件管理委託契約において、Xは、本件受益権について、原則として自由に他の振替先口座(Y銀行に開設されたもの)のほか、他の口座管理機関に開設されたものを含む。)への振替をすることができるものとされていた。

ところで、Xが代表取締役を務めるA社と、Y銀行の支店とは、銀行取引契約を締結し、継続的に借入・預金などの銀行取引を行っていたところ、Xは、平成一九年一月三〇日、A社がY銀行との銀行取引により将来負う一切の債務について、六億円を極度額として連帯保証していた。Y銀行はA社に対して平成二〇年一月二五日、手形貸付の方法で七〇〇万円を貸し付けた。平成二一年三月三二日時点での貸付残高は五九四万二九六四円であった。

Xは、A社の代表取締役としてA社の借入先のほとんどの金融機関に連帯保証しており、A社が平成二〇年一月二二日

日に民事再生手続開始を申し立てたことよって一斉に保証債務の履行を求められる状況となって、遅くともその数日後には支払不能の状態となり、平成二〇年一月二九日に支払の停止をした。Y銀行は、Xが支払の停止をした当日、Xの代理人からの通知によってXの支払停止を知った。

Y銀行は、平成二一年三月二三日、前記保証債務履行請求権を保全するため、Xに対する債権者として、Xに代位して販売会社であるY銀行に対してXの有する本件受益権について本件投資信託の解約実行請求権を行使し、これを受けて販売会社であるY銀行は、同日、委託者である投資信託委託会社に対して、本件投資信託の本件受益権分について解約請求があった旨の通知(以下、「本件解約通知」という。)をした。本件解約通知によつて、本件受益権にかかる信託契約の一部が解約され、平成二一年三月二六日、本件投資信託の受託者である信託会社からY銀行に対して、解約金として七十七万三九〇九円(以下、「本件解約金」という。)が振り込まれた。これによつて、Y銀行は、本件管理委託契約に基づき、Xに対して、本件解約金の支払債務(以下、「本件債務」という。)を負担した。Y銀行は、平成二一年三月三一日、Xに対して、Y銀行のXに対する前記保証債務履行請求権を自動債権とし、XのY銀行に対する本件解約金返還請求権を受働債権として、これらを対当額で相殺する旨の意思表示をした(以下、「本件相殺」という。)

Xは、平成二十一年四月二十八日、民事再生手続開始の申立てをして、同年五月一二日、民事再生手続開始の決定を受けた。

Xは、Y銀行のした本件相殺は民事再生法の定める相殺禁止規定（民法九三九条一項二号または三号）に該当して無効であるから、Y銀行はXに対して本件解約金を支払う義務があるとして、Y銀行に対して七十七万三千九百九十九円およびこれに対する平成二十一年九月一日から支払済みまで商事法定利率年六分の割合による遅延損害金の支払いを求めた。

第一審（名古屋地判平成二十二年一〇月二十九日金商一三八八号五八頁）は、Xの請求を認容。民事再生法九三九条二項二号という「前に生じた原因」というためには、具体的な相殺期待を生じさせる程度に直接的なものである必要があるといふべきであるとした上で、本件については次のように述べた。本件投資信託においては、本件受益権は、Y銀行以外の金融機関等へ振り替えることが可能であり、その場合には解約金がY銀行に入金されることはなく、Y銀行に解約金返還債務が発生することはない。その意味で、本件投資信託においては、解約金につきY銀行が受領できることは確実であるといえず、しかも、その振替はXが自由に行うことができるのであるから、Y銀行が解約金の受領を行うことにつきXを拘束するほど強い指定があるというものでもない。その上、受益権の換価方法は解約のほか、買取請求、信託期間終了時の償還などの方法があつて、Yに解約金返還債務が発生する

確実性は乏しいといわざるをえない。よつて、本件の銀行取引約定のような抽象的・包括的な内容の合意をもつて、解約金返還債務を相殺して担保することを期待していたということは困難であり、具体的な相殺期待を生じさせる程度に直接的なものとはいえないとした。Y銀行控訴。

原審（名古屋高判平成二十四年一月三十一日金商一三八八号四二頁）は、第一審判決を取り消し、Y銀行のXに対する本件解約金返還債務の負担が、Y銀行がXの支払の停止を知つたときより前に生じた原因によるものと認めるのが相当であるとして、本件相殺を有効とした。すなわち、本件受益権については、解約のほか、買取請求、受益権の譲渡、償還金の受領等の方法が存在するが、「本件受益権についての換金方法としては解約の方法が一般的であることが明らかである。そして……本件受益権が本件管理委託契約に従つてY銀行により管理されている限りは、Y銀行の本件解約金返還債務は、本件管理委託契約とこれを包含する本件投資信託の仕組みにより、いったんは本件停止条件付きの債務として発生してY銀行が負担し、次いで、本件停止条件の成就により現実の返還義務としてY銀行の負担となるものであるから、本件管理委託契約が存続し、これに従つて本件受益権がY銀行によつて管理されている限りは、本件受益権について他の換金方法があるとしても、Y銀行がその有する本件連帯保証債権（再生債権）をもつて本件解約金返還債務に対応するXの債権を

相殺することについて合理的な期待を有しないということではできない」。X 上告。

〔判 旨〕

I 「民事再生法は、再生債権についての債権者間の公平・平等な扱いを基本原則とする再生手続の趣旨が没却されることのないよう、九三条一項三号本文において再生債権者において支払の停止があったことを知って再生債務者に対して債務を負担した場合にこれを受働債権とする相殺を禁止する一方、同条二項二号において上記債務の負担が『支払の停止があったことを再生債権者が知った時より前に生じた原因』に基づく場合には、相殺の担保的機能に対する再生債権者の期待は合理的なものであって、これを保護することとしても、上記再生手続の趣旨に反するものではないことから、相殺を禁止しないこととしているものと解される。」

II 「前記事実関係によれば、本件債務は、X の支払の停止の前に、X が Y 銀行から本件受益権を購入し、本件管理委託契約に基づきその管理を Y 銀行に委託したことにより、Y 銀行が解約金の交付を受けることを条件として X に対して負担した債務であると解されるが（最高裁判成一七年(受)第一四六一号同一八年十二月一日第一小法廷判決・民集六〇卷一〇号三九一四頁参照）、少なくとも解約実行請求がされるまでは、X が有していたのは投資信託委託会社に対する本

件受益権であって、これに対しては全ての再生債権者が等しく X の責任財産としての期待を有しているといえる。X は、本件受益権につき解約実行請求がされたことにより、Y 銀行に対する本件解約金の支払請求権を取得したものはあるが、同請求権は本件受益権と実質的には同等の価値を有するものとみることができる。その上、上記解約実行請求は Y 銀行が X の支払の停止を知った後にされたものであるから、Y 銀行において同請求権を受働債権とする相殺に対する期待があったとしても、それが合理的なものであるとはいえない。また、X は、本件管理委託契約に基づき Y 銀行が本件受益権を管理している間も、本件受益権につき、原則として自由に他の振替先口座への振替をすることができたのである。このような振替がされた場合には、Y 銀行が X に対して解約金の支払債務を負担することは生じ得ないのであるから、Y 銀行が X に対して本件債務を負担することが確実であったということもできない。さらに、前記事実関係によれば、本件においては、Y 銀行が X に対して負担することとなる本件受益権に係る解約金の支払債務を受働債権とする相殺をするためには、他の債権者と同様に、債権者代位権に基づき、X に代位して本件受益権につき解約実行請求を行うほかなかったことがうかがわれる。

そうすると、Y 銀行が本件債務をもってする相殺の担保的機能に対して合理的な期待を有していたとはいえず、この相

殺を許すことは再生債権についての債権者間の公平・平等な扱いを基本原則とする再生手続の趣旨に反するものというべきである。したがって、本件債務の負担は、民事再生法九三条二項二号にいう「支払の停止があったことを再生債権者が知った時より前に生じた原因」に基づく場合に当たるとはいえず、本件相殺は許されないと解するのが相当である。」

〔評 釈〕

判旨の結論に賛成、理由付けに疑問。

1 本判決の意義

本件は、投資信託受益権の管理等を行っていたY銀行が、受益権者Xの支払停止を知って、Xに対する保証債務履行請求権を保全するために、本件受益権についての本件投資信託の解約実行請求を行い、それによって信託会社からY銀行に振り込まれた解約金のXに対する支払債務を受働債権とし、保証債務履行請求権を自働債権として相殺した場合に、Xの民事再生手続において当該相殺の効力が認められるかが問題となった事案である。⁽¹⁾

再生債権者が、再生債務者の支払の停止があった後に再生債務者に対して債務を負担した場合であって、その負担

の当時、支払の停止があったことを知っていたときは、再生債権者による相殺は禁止される（民法九三条一項三号）。しかし、債務の負担が、再生債権者が再生債務者の支払の停止があったことを知った時より前に生じた原因に基づく場合には、この相殺禁止は解除される（民法九三条二項二号）。本件に照らすと、Xの支払停止後に、本件受益権にかかる信託契約の一部解約に伴う解約金のY銀行への交付という条件が成就したことによって、Y銀行が、本件解約金支払債務を負担したとすれば、本件相殺は、民事再生法九三条一項三号によって許されないことになる。他方、本件管理委託契約を包含する前記のような仕組みに従ってY銀行が解約金返還債務を負担した本件のような場合には、Y銀行による債務の負担は、本件管理委託契約等という、Y銀行がXの支払の停止を知った時より前に生じた原因に基づく場合に該当し、同法九三条二項二号によって、Y銀行による相殺は許されるのではないかという形で問題となる。

本判決は、民事再生法九三条二項二号の趣旨を、相殺の担保的機能に対する再生債権者の合理的な期待の保護にあるとした上で、後に検討するような複数の理由を掲げて、Y銀行は本件債務をもってする相殺の担保的機能に対して

合理的な期待を有していたといえず、本件債務の負担は、同号にいう支払の停止があったことを再生債権者が知った時より前に生じた原因に基づく場合にあたらないため、本件相殺は許されないとした。本判决は、民事再生法九三条二項二号の趣旨を合理的な相殺期待の保護に求め、それを前提として、「前に生じた原因」を判断する枠組みを示した上で、合理的相殺期待の有無を判断するための具体的な要素を示したものであり、理論上および実務上、大きな意義を有する。

2 裁判例

(1) 従来の裁判例

投資信託の解約金支払債務を受働債権とする相殺の可否が問題となった事案としては、本件のほかに次のものがある。まず、名古屋地判平成二五年一月二五日判時二一八二号一〇六頁（以下、「平成二五年名古屋地判」という。）は、再生手続開始申立後に銀行取引約定に基づいて解約手続をした上でなされた、銀行による当該解約金返還債務と貸付債権との相殺が問題となった事案で、次のように述べて、本件相殺は民事再生法九三条二項二号に該当して有効であるとした。すなわち、原告・被告銀行間の本件管理委託契

約の内容となつている本件取引規定によつて、一部解約金は、いったん委託者から被告銀行に交付された後、被告銀行から原告に対して支払われる約定となつているため、本件投資信託受益権が本件管理委託契約に従つて被告銀行の下で管理されている限りは、本件投資信託受益権の解約金は、必然的に被告銀行から原告に支払われることになつている。原告は、本件投資信託がかかる内容を有するものであることを承知した上で本件投資信託受益権を購入したものであると認められるから、原告において、委託者に対して、本件受益権分の解約金について前記と異なる方法によつて支払うよう求めることはできないとの認識もあるものといえる。したがつて、「原告が、本件管理委託契約に従つて本件投資信託受益権の管理を被告に委託している場合においては、本件投資信託受益権分について解約実行請求をして解約金の支払を得ようとしても、本件投資信託受益権を振替受益権として被告が管理しているため、被告を通じてしか同解約金の支払を受けることができない仕組みとなつているものと認められるのである」。被告銀行の原告に対する本件解約金返還債務は、「原告の再生手続開始後に本件解約金が被告に交付されたため、上記停止条件が成就して、原告に対して本件解約金返還債務として負担す

るに至ったものであるが、当時なお原告と被告の間には本件管理委託契約が存続し、これに従って本件投資信託受益権は被告によって管理されていたのであり、被告は、本件管理委託契約を包含する上記仕組みに従って、上記停止条件成就により原告の再生手続開始申立て後に原告に対して本件解約金返還債務を負担したものであるから、本件解約金返還債務の負担は、被告が原告の再生手続開始申立てを知った時より前に生じた本件管理委託契約等という原因に基づく場合に当たるとした。

また、前記のとおり、本件の原判決は、本件管理委託契約とこれを包含する本件投資信託の仕組みに鑑みると、本件管理委託契約が存続し、これに従って本件受益権がY銀行によって管理されている限りは、本件受益権について他の換金方法があるとしても、Y銀行がその有する本件連帯保証債権（再生債権）をもって本件解約金返還債務に対応するXの債権を相殺することについて合理的な期待があるとして、本件解約金返還債務の負担は、銀行が債務者の支払の停止を知った時より前に生じた本件管理委託契約等という原因に基づく場合に当たるとしている。

前に生じた原因該当性が直接争われた事案ではないが、大阪高判平成二二年四月九日金法一九三四号九八頁（以下、

「平成二二年大阪高判」という。）は、破産手続開始決定後に、破産管財人が投資信託についての解約実行請求を行い、これによって販売会社である銀行に投資信託の委託者から解約金が支払われたので、破産管財人が販売会社である銀行に対してその支払いを求めたところ、銀行が、破産会社に対して有する貸金債権を自働債権とし、この解約金の支払債務に対応する債権を受働債権とする相殺を主張した事案で、破産法六七条二項に基づいて相殺を有効とした。すなわち、銀行の立場は、単に受益者と委託者を取り次いで投資信託の販売を行うことで終了するものではなく、その後も、解約もしくは他の口座管理機関への振替がなされるまで、本件契約に基づく受益権をその管理支配下においているということが出来る。このような受益者である破産会社と口座管理機関である銀行との関係は、信託契約の解約金について、相殺の対象となると銀行が期待することの相当性を首肯させるものというべきであるとする。また、銀行取引約定書に処分弁済充当条項および差引計算条項が存在することは、銀行が投資信託の解約金についても相殺の対象と期待することが自然であるということも、相殺を許容する理由として掲げられている。

(2) 若干の検討

平成二五年名古屋地判は、被告銀行が解約金返還債務を負担した時も、未だ本件管理委託契約が存続し、しかもこれに従って本件投資信託受益権が被告銀行によって管理されていたこと、被告銀行はこの仕組みに従って本件解約金返還債務を負担したことを理由として、本件管理委託契約等が、前に生じた原因にあたるとしている。ここでは、被告銀行が相殺に対する合理的期待を有していたか否かを必ずしも正面から問題としていたわけではなかったともいえる。他方、本件原判決は、Y銀行に合理的相殺期待が認められるので、本件債務の負担は本件管理委託契約等という前に生じた原因に基づく場合に当たるとして、前に生じた原因該当性を、Y銀行の合理的相殺期待の有無によって判断するという枠組みを採用している。

平成二二年大阪高判では、破産手続開始時には条件未成就の停止条件付債務を受働債権として、手続開始後の条件が成就した場合に行う相殺が許容されるためには、相殺に対する期待が必要であるとして⁽⁴⁾、その相殺に対する期待の有無を判断する要素として、被告銀行が、解約あるいは他の口座管理機関への振替がなされるまで、本件契約に基づく受益権を管理支配下においていたこと、さらに、銀行取引

約定書に処分弁済充当条項と差引計算条項が存在すること等を挙げていた。ここでは、停止条件付債務を受働債権とする手続開始後に条件が成就した場合の相殺の可否が問題となつていたのであつて、本件のように手続開始前に停止条件が成就した場合の相殺とは局面を異にする。しかしながら、相殺を認めるには、債権者に合理的相殺期待があることが必要であること、合理的相殺期待の有無を判断する際は、当該投資信託の仕組みによって判断することという点は、両局面において同様といえよう⁽⁵⁾。

これらの裁判例のように、受働債権が発生する「仕組み」によって、債権者の相殺に対する期待の有無を判断する場合には、その仕組みをどのように評価するかによって、相殺期待を認めるか否かの結論が異なってくる可能性は否定できない。

3 「前に生じた原因」の意義

(1) 相殺禁止の例外的趣旨

本判決は、民事再生法九三条二項二号の規定の意義を、再生債務者に対する債務の負担が、支払の停止があつたことを再生債権者が知った時より前に生じた原因に基づく場合には、相殺の担保的機能に対する再生債権者の期待は合

理的なものであって、これを保護することにしても、再生手続の趣旨に反するものではないことから相殺を禁止しないこととしているものと解されるとして、同号は、合理的相殺期待があることを理由に、相殺禁止の例外を定めたものであるとする。これは、旧破産法一〇四条二号但書（現破産法七一条二項）について、「債務者が債権者に対して同種の債権を有する場合には、対立する両債権は相殺ができることにより互いに担保的機能を持ち、当事者双方はこれを信頼して取引関係を持統するのであるが、その一方が破産宣告を受けた場合にも無制限に相殺を認めるときは、債権者間の公平・平等な満足を目的とする破産制度の趣旨が没却されることになるので、同号「旧破産法一〇四条二号」は、本文において破産債権者が支払の停止又は破産の申立のあることを知って破産者に対して債務を負担した場合に相殺を禁止するとともに、但書において相殺の担保的機能を期待して行われる取引の安全を保護する必要がある場合に相殺を禁止しないこととしているものと解される」とした最三小判昭和六三年一〇月一八日民集四二卷八号五七五頁（以下、「昭和六三年最判」という。）と同旨のものといえよう。しかしながら、昭和六三年最判は、単に相殺の担保的機能を保護することに同規定の意義を求めていた

のに対して、本判決は、相殺の担保的機能に対する債権者の期待が「合理的」であることを指摘しており、相殺期待が合理的なものであることを要求するかという点においては差異がみられる。

(2) 従来の見解

すでに学説では、前に生じた原因に該当するためには、相殺期待が合理的であることを求める見解が示されていた⁽⁶⁾。もともと、何が前に生じた原因にあたるかについては、具体的な相殺期待を生じさせる程度に直接的なものでなければならぬとするなど、原因一般についての抽象的な定義は試みられているが、明確な基準が示されてきたわけではない⁽⁷⁾。この「原因」の意義については、個々の事例における相殺期待の程度を検討することが必要となるとの指摘があった⁽⁸⁾。

従来、前に生じた原因該当性が問題となった場合として次のものがある。前に生じた原因に該当しないものとして、①当座勘定取引契約⁽⁹⁾や②普通預金契約⁽¹⁰⁾が挙げられる。他方、前に生じた原因に該当するものとしては、③金融機関、融資先、融資先の債務者との間で、融資先の債務者は融資先への支払いを必ず金融機関の融資先口座に振り込み、それ以外の方法では行わないことが合意されているいわゆる強

い振込指定⁽¹⁾、④債務者が特定の債権者に第三者からの弁済について代理受領権を与え、これを撤回しない旨を合意し、かつ債務者に支払義務を負う第三者もこれを承知している場合⁽²⁾、⑤銀行と債務者の間で、債務者が債務の履行をしなかったときは銀行が占有する債務者の手形等を取立てまたは処分して、その取得金を銀行の債務者に対する債権の弁済に充てることのできる旨の条項を含む取引約定が締結され、その後、銀行が債務者より手形取立ての委任を受けて、裏書交付を受けた場合の当該手形取立の委任と手形裏書交付（昭和六三年最判）がある。

なお、本件のような投資信託受益権の管理等を目的とする委託契約については、本判決後、信託契約や銀行取引約定によって販売銀行による解約があらかじめ可能とされているときは、これを前に生じた原因と認めてよいが、それが存在しないときには、当該委託契約のみをもって、解約金返還債務を受働債権とする相殺によって常に自己の債権の優先的回収を期待できるという意味での合理的相殺期待を生じさせる程度の直接の原因といえるか疑問があるとする見解が示されている⁽³⁾。

4 本判決の判断構造

(1) 相殺の合理的期待と「前に生じた原因」

本判決は、いくつかの理由を掲げて、Y銀行が本件債務をもってする相殺の担保的機能に対して合理的な期待を有していたとはいえず、したがって、本件債務の負担は、民事再生法九三条二項二号にいう「前に生じた原因」には当たらないとした。このような本判決の判断構造によれば、債権者に合理的な相殺期待があれば前に生じた原因が認められ、それがなければ前に生じた原因は認められないことになる。ある事由が前に生じた原因に該当するか否かの問題は、合理的相殺期待があるか否かの問題に置き換えられることになる。

本判決は、まず、本件債務は、Xの支払停止の前に、XがY銀行から本件受益権を購入し、本件管理委託契約に基づいてその管理をY銀行に委託したことによって、Y銀行が解約金の交付を受けることを条件としてXに対して負担した債務であることを指摘する。解約金返還債務を停止条件付債務と解することは、本判決も引用する最一小判平成一八年一月四日民集六〇巻一〇号三九一四頁がすでに判示していたところであり、原判決をはじめとする、投資信託の解約金支払債務を受働債権とする相殺の可否が問題

となった各事案においても前提とされてきた。もつとも、本判決は、Y銀行が本件債務を支払の停止前に停止条件付債務としてすでに負担していたという事由から、直ちに前に生じた原因が認められると解するわけではないようである。かかる判旨の論理に対しては、条件付債務が契約に基つき危機時期前に成立しているとすれば、条件が成就して最終的に発生した当該債務にとつて、その契約は「原因」ではないということになるのであろうか、それは、ある債務にとつて、その発生原因である契約が発生原因ではないというに等しく、一種の論理矛盾に近いもののように思われるとの批判がある⁽¹⁴⁾。また、本判決は、Y銀行がXの支払停止前に債務を負担していたことから、直ちに合理的な相殺期待が裏付けられると考えているわけではないようである。つまり、本判決は、民事再生法九三条二項二号の解釈論としては、危機時期前に停止条件付債務が成立しているか否かは合理的な相殺期待の有無を判断する決定的基準とはなり得ず、別の考慮要素が加味されることになる⁽¹⁵⁾と考えていると思われる。

(2) 本判決の掲げる理由

本判決が、相殺の合理的期待の有無を判断する際の考慮要素として挙げているのは次の点である。(a)本件債務は停

止条件付債務であるが、少なくとも解約実行請求がされるまでは、Xが有していたのは本件受益権であつて、これに対してはすべての再生債権者が等しくXの責任財産としての期待を有しているといえる。Xが有する解約金支払請求権は、本件受益権と実質的には同等の価値を有するものである。その上、前記解約実行請求はY銀行がXの支払の停止を知った後にされたものであるから、Y銀行において同請求権を受働債権とする相殺に対する期待があつたとしても、それが合理的なものであるとはいえない。また、(b)Xは、本件受益権について原則として自由に他の振替先口座への振替をすることができたのであるから、Y銀行がXに対して本件債務を負担することが確実であつたということ⁽¹⁶⁾はできない。さらに、(c)Y銀行が本件解約金支払請求権を受働債権とする相殺をするためには、他の債権者と同様に債権者代位権に基づいてXに代位して本件受益権について解約実行請求を行うしかなかった。これらの判断要素がどのような関係に立つのかについて、判旨からは明らかではなく、また、いかなる点が決定的な事由となったのかも判然とし⁽¹⁶⁾ない。以下、各事由についてみていくこととする。

① (a)について

本判決は、まず、本件債務が停止条件付債務であること

を確認する。そして、停止条件付債務を受働債権とする相殺期待の有無を判断するにあたって、本件受益権に対してはすべての再生債権者が責任財産としての期待を有しており、Xの支払停止から再生手続開始までの間に、当該受益権がY銀行に対する解約金支払請求権に変形したときであつても、同請求権は本件受益権と実質的には同等の価値を有するものであることを指摘する。すなわち、受働債権となる債権が、すべての再生債権者が債務者の責任財産として期待を有していた財の価値変形物である場合には、少なくとも危機時期以前にその財が受働債権となる債権に変形していない限り、その価値変形物である債権を受働債権とする相殺には合理的な期待は認められないと解するようである。

このような価値変形物を受働債権とする相殺の可否について、本判決が出される直前に、次のような見解が示されていた⁽¹⁷⁾。同見解は、倒産手続開始時に停止条件未成就の債務を受働債権とする、倒産手続開始後に停止条件が成就した場合になされる倒産債権者による相殺の可否を検討対象とするものであるが、投資信託の解約金支払債務を受働債権とする相殺の可否について、次のように論じていた。すなわち、かかる場合は、倒産財団からみて、倒産手続開始

時に、停止条件付きの倒産者から倒産債権者に対する債権が存在するものの、それは「第三者から入金されれば倒産債権者が支払う」という代理受領的なものに過ぎず、真の債務者として第三者が存在する事案である。このような場合には、総倒産債権者からみれば、倒産手続開始時点では、財産は「第三者に対する債権」であり、債権の債務者が特定の倒産債権者と同一人であつて、当該財産に対する利害関係が総倒産債権者より一倒産債権者のほうが強いという状態ではない（優先的な弁済を受けるためには担保権の設定が必要である）。倒産手続開始時点で、財産として「第三者に対する債権」が存在する場合で、その価値変形物が自分に入金されることを停止条件とする代理受領型の債務は、相殺に関する倒産実体法上の停止条件付債務にはあたらないため、相殺は認められない⁽¹⁸⁾。そして、同見解は、本件のように再生手続開始前の危機時期に振込み（債務負担）がなされた場合については、次のようにいう⁽¹⁹⁾。代理受領型の債務は、停止条件付債務と解すべきではなく、その法理による保護はないと考えるが、再生手続開始前の危機時期中の振込み（債務負担）なので、「前に生じた原因」の法理による相殺容認はありうる。しかし、管理委託契約を前に生じた原因とするには、直接性・具体性が乏しく、

この振込み（債務負担）の原因は、債権者代位権による解約権の行使と考えるのが相当である。受益者の支払停止後に銀行が代位権を行使した本件のような場合には、支払停止を知った時より前の原因に基づく債務負担ということではできず、相殺は認められないとする²⁰。

本件は、Y銀行が解約実行請求を行い、解約金がY銀行に振り込まれた時点、すなわちXの再生手続開始前に停止条件が成就した場合であって、手続開始後に停止条件が成就した場合の停止条件付債務を受働債権とする手続開始後の相殺の可否が問題となる場面ではない。本判決は、右見解がいうところの停止条件付債務の法理を、Xの支払停止後、再生手続開始前までに停止条件が成就した場合にも及ぼしめるものとみることもできよう²¹。このように、(a)において、本件債務が停止条件付債務であることを確認した上で、Y銀行には合理的相殺期待がないと論じるのは、本件のような停止条件付債務を受働債権とする相殺は、たとえ手続開始時に条件が成就していたとしても、そもそも認められないとの趣旨であろうか。もしそうであるとすれば、本判決は、倒産手続開始前に停止条件が成就して、手続開始時には無条件の債権・債務の対立がみられる場合にも、受働債権がどのような性質のものであったかを問題とする

ことによって相殺の可否を判断する、すなわち、「前に生じた原因」とは別の次元で（もつとも、本判決は、同様の考慮を、「前に生じた原因」該当性を判断する際に行っているとも考えられる）、そもそも当該債務を受働債権とする相殺の合理的期待が認められるか否かを判断するとの立場をとったとみることもできる。もしそうであるとすれば、本判決は、倒産手続上の相殺の可否について、かなり厳しい立場を示したと評価することになろう。(a)のように述べた場合には、これまで「前に生じた原因」該当性を認められてきた手形の取立委任の場合にも影響を及ぼしかねず²²、かかる場合と取扱いを別にする理由付けを検討する必要がある²³。出てくる。

② (b)・(c)について

(b)・(c)は、本件債務を負担するに至った経緯を問題とするものであり、「前に生じた原因」該当性を問題にしていると考えられる。前に生じた原因にあたる、すなわち相殺権者に合理的な相殺期待があると認めるためには、それを生じさせるだけの直接的・具体的な原因が必要と解されている。これまで裁判例・学説において前に生じた原因該当性が認められてきた、いわゆる強い振込指定や代理受領においては、その仕組みの中で、債務者および第三者に、他

の方法による振込みは行わない、あるいは特定の債権者に第三者からの弁済について代理受領権を与えるなどの強い拘束が課されてきた。例えば、昭和六三年最判は、「破産債権者が、……破産者との間で、破産者が債務の履行をしなかつたときには破産債権者が占有する破産者の手形等を取り立て又は処分してその取得金を債務の弁済に充当することができる旨の条項を含む取引約定を締結したうえ、破産者から手形の取立を委任されて裏書交付を受け」て、手形を取り立てた場合には、前に生じた原因に基づくものとして相殺を許容していた。相殺の担保的機能への期待を判断するにあたっては、債務者・第三債務者に課せられている拘束の強さが考慮されてきたといえよう。⁽²⁴⁾

前述のように、下級審裁判例では、本件のような投資信託の解約金支払債務を受働債権とする相殺の可否を判断するにあたって、当該投資信託の仕組みが考慮されてきた。すなわち、本件と同様の投資信託の仕組みの下では、受益者は銀行を通じてしか解約金を受けることができない、あるいは、受益権について他の換金方法があったとしても、実際には銀行が当該受益権を支配下に置いている、さらに相手方もそのことを認識している、との評価に基づいて、解約金返還債務の負担は、被告銀行が、受益者である原告

の再生手続開始申立てを知った時より前に生じた本件管理委託契約等という前に生じた原因にあたるものと解するものがあった。ここでは、「仕組み」をどのように評価するかによつて相殺の可否が分かれる余地が残されていたといえよう。本判決は、(b) X が本件受益権について、原則として自由による他の振替先口座へ振替をすることができたのであるから、Y 銀行が本件債務を負担することが確実であったということはできない、(c) Y 銀行が相殺をするためには、他の債権者と同様に、債権者代位権に基づいて X に代位して本件受益権について解約実行請求を行うほかなかつたとして、前に生じた原因該当性を否定した。

たしかに、銀行は、投資信託の解約もしくは他の口座管理機関への振替がなされるまで、本件契約に基づく受益権を管理支配下に置いているとみることもできる(平成二二年大阪高判参照)。しかしながら、他方で、本判決が(b)で指摘するように、本件受益権については自由に振替をすることができたのであるから、銀行が本件債務を負担することが確実であったということはできず、また、債務者に強い拘束が課されているとはいえず、債権・債務の対立が確実であったとみることはできない。また、本件において銀行が本件債務を負担して相殺をするためには、債権者代位

権を行使して本件受益権についての解約実行請求を行うほか
 なかったのであって、このようなイレギュラーな方法が
 介在してはじめて相殺が可能となる場合には、その相殺期
 待は合理性を欠くとみることができよう。⁽²⁵⁾ また、昭和六三
 年最判は、手形の取立ておよび充当特約を定める取引約定
 の存在、破産者からの手形の取立委任の存在を、信用金庫
 による相殺を許容する判断要素とし、平成二二年大阪高判
 は、銀行取引約定書に処分弁済充当条項および差引計算条
 項が存在することは、銀行が投資信託の解約金についても
 相殺の対象と期待することが自然であることを合理的相殺
 期待を認める際の判断要素としていた。これらの裁判例に
 照らすと、取引約定を通じて、債権者に債務者の財産につ
 いて取立てまたは処分をする権限が与えられていることが、
 前に生じた原因を肯定する考慮要素となっていることから、
 本件でY銀行に独自の解約権がないことは相殺に対する合
 理的期待を否定する方向に傾くといえよう。以上のことか
 ら、本件債務の負担は、合理的な相殺期待を生じさせるだ
 けの直接的なものとはいえず、合理的な相殺期待がある場
 合に前に生じた原因が認められるとする本判決の判断枠組
 みの下では、前に生じた原因がなく、Y銀行による相殺は
 認められないとした本判決の結論は妥当といえる。

(3) 各事由の位置付けについて

判旨は(a)・(b)・(c)の事由を掲げるが、これらがどのよう
 な関係に立つのか、あるいは(a)をどのように位置付けてい
 るのかを読み解くのは困難なように思われる。本判決は、
 (a)の最後で、「……Y銀行において同請求権を受働債権と
 する相殺に対する期待があつたとしても、それが合理的な
 ものであるとはいい難い」と述べており、(a)の判示によつ
 て、すでにY銀行の相殺に対する合理的期待は否定されて
 いる。しかし、本判決は、さらに、(b)・(c)を掲げた上で、
 改めてY銀行には相殺に対する合理的な期待がないとして、
 本件債務の負担は民事再生法九三条二項二号にいう前に生
 じた原因にあたらないと述べる。前述のように、(a)は、受
 働債権となる債権(停止条件付債務)の特質から、合理的
 な相殺期待を否定するものであると解する場合、同債務を
 受働債権とする相殺の可否を、重ねて、前に生じた原因と
 いう観点から検討することが妥当であるかが問題となろう。
 そもそも、受働債権の特性によって相殺が認められないと
 の結論に至ったとすれば、当該債務が前に生じた原因によ
 って負担されたとしても、相殺は認められないと解する
 のが自然であると考えられる。あるいは、(a)は、前に生じ
 た原因該当性を判断する要素に、受働債権となる債務の性

質も考慮するという趣旨であろうか。

従来の裁判例のように、前に生じた原因該当性は、その仕組みがどのようなものであるかによって決せられるとする場合には、その仕組みを、相殺に対する期待を生じさせるだけの直接的・具体的なものへと変更することによって、相殺が認められる余地も残されていたといえる。しかしながら、本判決のように(a)を理由とする場合には、その仕組みを変更したところで、相殺が禁止されるとの結論は変わらないこととなる。

5 おわりに

前に生じた原因を理由とする、倒産債権者による相殺禁止の解除に関する規定は、破産法、民事再生法、会社更生法それぞれにあり(破産法七一条二項二号、民事再生法二項二号、会社更生法四九条二項二号)、本判決の論理は、民事再生の場合に限られるものではないから、その射程は破産や会社更生の場合にも及ぶこととなる。⁽²⁶⁾

前に生じた原因の法理と、破産法六七条二項後段の停止条件付債務を受働債権とする相殺の許容とは、いずれも相殺に対する合理的期待を保護する趣旨と解されるところ、本件のような投資信託解約金支払債務を受働債権とする相

殺には合理的期待が認められない旨を明らかにした本判決の論理によれば、債務者に破産手続が開始した場合で、手続開始後に条件が成就した際にも、相殺は認められないとの結論になると思われる。そのように解すると、最高裁は、倒産手続における相殺の可否については、手続開始前後を通じて、相殺に対する合理的期待の有無を判断するという傾向に向かっているようにも思われる。いかなる場合に相殺に対する合理的な期待が認められるのかについては、事案毎の検討が必要と考えられることから、今後の裁判例の積み重ねが注目されることである。

(1) 本判決に関する評釈・解説として、中西正「民事再生法上の相殺禁止と投資信託解約金支払債務との相殺——最高裁第一小法廷平成二六年六月五日判決の検討」銀法21第七七五号三〇頁、石毛和夫「判批」銀法21第七七五号六一頁、内海博俊「判批」速報判例解説一六号(新・判例解説Watch)一九五頁、高橋恒夫「民事再生手続の開始と投資信託受益権の解約金支払債務との相殺の可否」銀法21第七七六号六四頁、片岡雅「判批」金法二〇〇二号一頁、山本和彦「相殺の合理的期待と倒産手続における相殺制限——最小判平二六・六・五を契機として」金法二〇〇七号六頁、奈良輝久「判批」金商一四五七号八頁、宗宮英俊ほか

「判批」NBL一〇四二号九〇頁、渡邊一平「投資信託解約金相殺事件——銀行は販売した金融商品を囲い込めるのか?」法七七二二号六頁、杉本和士「判批」判例セレクト二〇一四「II」(法教四一四号別冊付録)三五頁がある。また、井上聡「判批」金商一四四四号一頁も参照。

(2) 原判決に関する評釈・解説として、本多正樹「判批」ジュリ一四六〇号一〇三頁、安東克正「八つの裁判例からみた投資信託からの回収」金法一九四四号一三頁、高山崇彦「辻岡将基」判比」金法一九四四号六頁、堂園昇平「判批」金法一九五三二六頁、野村剛司「判批」速報判例解説一一号(新・判例解説Watch)一七一頁、木村真也「判批」事業再生と債権管理一三六号七四頁、中西正「判批」銀法21第七四三二二頁、谷本誠司「判批」銀法21第七四三三五四頁がある。

(3) 本件については上告受理申立てがなされたが、不受理決定がなされている(最二小判平成二三年九月二日金法一九三三九四一〇五頁)。

(4) 破産債権者が、破産手続開始時に停止条件付債務を負担しており、破産手続開始後にその条件が成就した場合に相殺が認められるかについては、破産法六七条二項後段と同七一条一項一号の関係を巡って議論がある。この点、判例(最二小判平成一七年一月一七日民集五九卷一号一頁)は、破産法六七条二項後段の法意は、相殺の担保的機能に

対する期待の保護であるから、停止条件不成就の利益を放棄したときだけでなく、破産手続開始後に、破産債権者の負担する債務に付された停止条件が成就したときにも、特段の事情がない限り、破産法六七条二項後段によって相殺をすることができると判示した。

(5) 破産法六七条二項後段と同七一条二項の「前に生じた原因」はともに、相殺の担保的機能に対する期待を保護するという共通の趣旨に基づく規定であると述べるものとして、「特集倒産法制における相殺概念の論点」パネルディスカッション「倒産と相殺」事業再生と債権管理一三六号三六頁「中本敏嗣発言」。

(6) 才口千晴「伊藤真監修・全国倒産処理弁護士ネットワーク編『新注釈民事再生法上(第二版)』(金融財政事情研究会、二〇一〇年)五三四頁「中西正」、園尾隆司「小林秀之編『条解民事再生法(第三版)』(弘文堂、二〇一三年)四九七頁「山本克己」。

(7) 伊藤真「破産法・民事再生法(第三版)』(有斐閣、二〇一四年)四八二頁、山本和彦ほか「倒産法概説(第二版補訂版)』(弘文堂、二〇一五年)二六〇頁「沖野眞己」。

(8) 園尾「小林編・前掲注(6)四九七頁「山本」。

(9) 最三小判昭和五二年一月二六日民集三一巻七号九六一頁。

(10) 最三小判昭和六〇年二月二六日金法一〇九四号三八頁。

- (11) 才口 II 伊藤監修・全国倒産処理弁護士ネットワーク編・前掲注(6)五三五頁「中西」、伊藤・前掲注(7)四八三頁三頁。
- (12) 才口 II 伊藤監修・全国倒産処理弁護士ネットワーク編・前掲注(6)五三五頁「中西」、伊藤・前掲注(7)四八三頁。
- (13) 伊藤・前掲注(7)四八二頁(注)一三六。本件原審の評釈である木村・前掲注(2)七八頁以下も、本件で販売銀行に独自の解約権がないこと、本件では販売銀行が債権者代位により受益者の解約権を行使して解約を実行しているが、そもそも債権者代位自体が本来責任財産を保全するための制度であって、そのような方法を経なければ実行できない相殺の期待を民事再生法上合理的なものとして積極的に保護する必要があるとはいえないこと、危機時期に停止条件付債権としての一部解約金返還請求権を差し押さえてこれに基づき解約をして回収することは執行行為の否認(民事再生法一三〇条)として制約を受けるところであり、これと比較して危機時期に債権者代位権の行使および相殺をする利益が民事再生法上保護されるべきとはいえないこと、一般債権者は受益権に対する執行によって回収する期待を有しているといえるから、安易に「前に生じた原因」を認めて相殺を許容することはできないことを挙げて、本件のような場合には、前に生じた原因は認められないとする。
- (14) 山本・前掲注(1)一〇一―一頁。研究会においても同

様の議論があり、当該債務が発生する原因となった契約は、民事再生法九三条二項二号にいうところの「原因」ではない、つまり、合理的相殺期待がないものは前の原因にはあたらなないと解することには問題があるのではないかという指摘があった。

岡正晶「倒産手続開始時に停止条件未成就の債務を受働債権とする相殺——倒産実体法改正に向けての事例研究」田原睦夫先生古稀・最高裁判事退官記念論文集「現代民法の実務と理論」〔下巻〕(金融財政事情研究会、二〇一三年)一六二頁は、本件のような管理委託契約の前に生じた原因とするには、直接性・具体性が乏しく、この振込み(債務負担)の「原因」は、債権者代位権による解約権の行使と考えるべきであると述べている。このことを前提に、本件のような事案では、銀行は受益者の支払の停止を知った後に代位権を行使しているため、知った時より前の原因に基づく債務負担とはいえず、相殺不可と解するのが相当であると述べている。

(15) 内海・前掲注(1)一九六―一九七頁、奈良・前掲注(1)一一頁。

(16) 山本・前掲注(1)一一頁は、判決理由を文字通りによむと、(a)を述べた後で、「……相殺に対する期待があったとしても、それが合理的なものであるとはいえない」と述べていることを指摘して、判旨(a)が決定的な要素ではない

かと指摘する。同じく、(a)を重視する見解として、杉本・前掲注(1)三五頁があり、(a)の比重が、(b)・(c)と比べて「格段に重い」と評価するものとして、奈良・前掲注(1)一一頁がある。判旨の(a)と(b)・(c)の関係の理解について、二つの試論を展開するものとして、内海・前掲注(1)一九七頁。

(17) 岡・前掲注(1)一三八頁。

(18) 岡・前掲注(1)一五九―一六〇頁。かかる見解を支持するものとして、中西・前掲注(1)三四頁。

(19) なお、岡・前掲注(1)一三九頁は、民事再生法・会社更生法にも、破産法六七条二項後段と同じ規定を設けて、倒産手続開始時に停止条件未成就の債務を受働債権とする、停止条件成就後になされる倒産手続開始後の相殺が許されることを明らかにすべきであると主張する。

(20) 破産法の解釈としては、危機時期認識前に停止条件付の債権または債務が成立していた場合には、危機時期に停止条件が成就しても、破産法七一条二項二号または七一条二項二号にいう「前に生じた原因の規律」が適用され、手続開始後に停止条件が成就したときには、破産法六七条二項後段または七〇条の「停止条件の規律」が適用されることになる。水元宏典「倒産法における相殺規定の構造と立法論的課題」事業再生と債権管理一三六号一三頁。同様に解すれば、民事再生の場合であっても、危機時期認識前に停止条件付債務が成立し、危機時期に停止条件が成就した

本件のような場合には、「前に生じた原因」の規律が適用されることになる。

(21) 右見解は、あくまで倒産手続開始時を基準とするものであって、本件のような支払停止後、再生手続開始前に条件が成就した場合は、停止条件付債務の法理の対象外となるはずである(注20も参照)。したがって、右見解の理を、本件のような場合にまで押し広げることが適切かの検討が改めて必要となろう。この点について論じるものとして、中西・前掲注(1)三四―三五頁。

(22) 研究会では、本判決は、「前に生じた原因」を認めた手形の取立委任の処理を変更することは意図していないであろうとの議論があった。

(23) 代理受領型の相殺期待と本件の相殺期待の差異を検討するものとして、中西・前掲注(1)三四―三五頁、振込指定・代理受領、取立委任手形との相違点を詳細に検討するものとして、山本・前掲注(1)二二―二三頁参照。

(24) 藤田友敬「昭和六三年判批」法協一〇七巻七号一一七二頁。

(25) 山本・前掲注(1)一三頁。

(26) 中西・前掲注(1)三六頁、山本・前掲注(1)一四頁。